

大野市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

(平成30年3月16日告示第50号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽危険空き家の除却を支援することで安全安心な地域社会の実現と市民の生活環境の保全を図るため、老朽危険空き家の解体撤去にかかる費用を補助することについて、大野市補助金等交付規則(昭和57年規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に定める空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に定める特定空家等をいう。
- (3) 老朽危険空き家 老朽化により、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある特定空家等又はこれに準ずる状態である空家等と市長が認めたもので、居住の用に供されていた建築物をいう。
- (4) 敷地 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に定める敷地をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、市内に存する老朽危険空き家を解体撤去する工事で、かつ、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該老朽危険空き家について、その所有関係が明確であり、差押え又は所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- (2) 当該老朽危険空き家に係る一切の権利、権限等について、その疑義が解決済みのものであること。
- (3) 当該老朽危険空き家が老朽危険状態となるに至った原因が、この補助金の交付を受けるための故意による行為でないものであること。
- (4) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないものであること。

と。

(5) 解体撤去工事を行うために必要な資格を有する業者が施工するものであること。

(6) 市内の個人事業者又は市内に主となる事業所若しくは本店を有する法人事業者（大野市に法人市民税の事業所開設届を提出しているものに限る。）が施工するものであること。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 補助対象事業に係る老朽危険空き家の所有権（原則として、登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記載されている）を有する者

イ アに掲げる者の相続人

ウ ア又はイに掲げる者から補助対象事業に係る老朽危険空き家の解体撤去についての委任を受けた者

エ その他老朽危険空き家の処分について、権利を有していると市長が特に認める者

(2) 補助対象事業に係る老朽危険空き家が数人の共有に属するときは、その共有者全員から当該老朽危険空き家の除却についての同意を得ている者

(3) 市税に滞納がない者

(4) 大野市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に掲げる暴力団又は同条第2号に掲げる暴力団員でない者

(5) 当該補助金の交付を受けたことがない者

(6) 法第14条第3項の規定による命令を受けていない者

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は予算の範囲内とし、老朽危険空き家の解体撤去に要する経費の額に3分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 建物滅失登記については、当該老朽危険空き家の所有者がその手続をし、その費用を負担するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、この補助事業の概要等について事前に説明を受けるものとし、補助対象事業に着手する前に大野市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大野市老朽危険空き家除却支援事業実施（変更）計画書（様式第2号）
- (2) 位置図
- (3) 現況写真
- (4) 解体撤去工事に係る見積書（内訳明細の付いたもの）の写し
- (5) 補助対象事業に係る老朽危険空き家に関する建物の全部事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書（登記または課税がない場合、所有権があったことを証する書類）
- (6) 補助対象事業に係る老朽危険空き家の所有者とその敷地の所有者が異なる場合は、当該敷地の所有者を示す書類
- (7) 申請者が第4条第1項第1号イに掲げる者である場合は、相続人であることを証する書類
- (8) 申請者が第4条第1項第1号イに掲げる相続人が複数ある場合は、代表者が責任を持って事業を実施することを確約する書類
- (9) 申請者が第4条第1項第1号ウに掲げる者である場合は、当該委任を証する書類
- (10) 補助対象事業に係る老朽危険空き家が数人の共有に属する場合は、その共有者全員の同意を証する書類
- (11) 納税証明書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受領し、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に大野市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助事業の着手、変更、中止又は廃止）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、前条の補助金交付決定通知書の交付を受けた後に工事に着手するものとし、当該交付決定日の属する年度の3月31日

までに補助事業を完了しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業等の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、大野市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 大野市老朽危険空き家除却支援事業実施（変更）計画書

(2) 第6条各号（第1号を除く。）に掲げる書類のうち当該変更に係る書類

3 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、申請内容を審査し、適当と認める場合は、老朽危険空き家除却支援事業補助金交付変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

4 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を辞退する場合は、大野市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付辞退届（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに大野市老朽危険空き家除却支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事代金支払い領収書の写し

(3) 施工前、工程及び施工後の状況が分かる写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金等の交付請求及び支払）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、大野市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求を受けた場合には、速やかに補助対象者に対して支払うものとする。

（補助金等の返還）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号の1に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき。

(2) 事業等の施行方法が不相当と認めたとき。

(3) 前2号のほか、不正の事実があると認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失うものとする。ただし、この要綱の規定によりなされた補助金の交付決定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。